# 予 防



平成30年度「あつまれ!ちびっこ消防隊」清水区支部大会の様子

#### 事 業 概 要

「災害から住民の生命や財産を守り安心・安全に暮らせるまち」を組織の基本使命・目標像とし、予防課及び査察課では、「災害による人的・物的被害の軽減を図るため、住民一人ひとりの防火意識等を高める」を課題とし、「火災による逃げ遅れを防止する環境づくり」及び「住民が誰でも安心して利用できる安全な施設環境づくり」に取り組んでおります。

この課題解決のために、「火災による逃げ遅れを防止する環境づくり」として、火災予防運動などの機会を捉え「住宅用火災警報器の設置推進」、「火災原因調査結果に基づく防火安全対策の推進」を実施しております。

また、「住民が誰でも安心して利用できる安全な施設環境づくり」として「雑居ビル等の夜間パトロール」、「消防法令違反の是正推進」の防火安全対策を実施しております。

一方、防火対象物・危険物等の防火安全の施策として、火災 予防査察事務、建築同意事務、危険物規制事務及び保安3法 規制事務を行っています。

火災予防査察事務では、既存防火対象物に対して立入検査 を実施し、防火に関する指導を行い、防火管理状況及び消防 用設備等の維持管理状況について確認することで、市民の防 火意識の向上や建築物の安全性の確保に努めています。

建築同意事務では、建築物の設計段階から防火に関する指導を行い、消防法令に基づく消防用設備等の設置など建築物の安全性の確保に努めています。

危険物規制事務では、一度火災や事故が発生すると被害が 甚大なものとなるため、危険物施設に応じた構造や必要な設備の指導を行うとともに、事業所の自主保安体制の充実強化 を図り、危険物の事故防止に努めています。

令

#### 政令対象物査察実施状況

				合計					静岡市				
			査 察	文	善 交 作	ナ 数		査 察	文 書	萨 交 作	寸 数		査 察
		対象物数	実施数	立入結果 通知書	勧告書	警告 書	対象物数	実施数	立入結果通知書	勧告書	警告書	対象物数	実施数
用途	(項) 総数	30, 255	6, 935	3, 382	492	2	24, 084	5, 188	2, 583	372	6	2, 819	803
(1)	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	14	7	2			10	6	2			2	
	公会堂又は集会場	809	262	128	25		451	106	60	5		189	112
イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他 これらに類するもの	11	3	3	1		6	2	3	1		1	
(2)	遊技場又はダンスホール	61	14	5	1		46	9	4	1		7	2
(2) /\	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに 類するものとして総務省令で定めるもの	1					1						
=	カラオケボックス、個室ビデオ等	21	3	2			18	2	2			2	1
(3)	待合、料理店その他これらに類するもの	6	1	1			6	1	1				
	飲食店	635	126	71	21		478	102	55	16		84	18
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	1, 372	431	189	36		1, 068	337	160	34		168	55
(5)	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類する もの	263	79	43	7		186	64	34	5		26	7
	寄宿舎、下宿又は共同住宅	10, 662	1, 929	868	72		9, 378	1,642	763	71		577	176
イ	病院、診療所又は助産所	417	90	34	2		338	81	33	2		45	5
	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老 人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児 院、障害児入所施設、老人短期入所事業等	247	71	26	1		192	57	19	1		34	12
(6)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター等	603	202	65	5		458	165	53	4		75	18
=	幼稚園、特別支援学校	57	20	7			44	15	5			6	2
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 高等専門学校、大学、専修学校、各種学校そ の他これらに類するもの	295	134	97	6		228	107	69	5		34	10
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	30	12	6	1		22	8	5	1		2	1
(9)	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他 これらに類するもの	2					1					1	
п	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	21	5	2			14	3	2			1	1
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場	6	4	1			2					3	3
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	416	123	65	8		303	91	45	8		56	19
(12)	工場又は作業場	4, 856	1, 307	656	139	2	3, 142	739	390	89	4	718	180
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	7					7						
(13)	自動車車庫又は駐車場	226	67	35	1		193	54	26	1		20	4
	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	4					2						
(14)	倉庫	2, 784	650	317	39		2, 163	425	206	25		254	61
(15)	前各項に該当しない事業場	2, 429	468	207	18		1, 962	371	161	12		214	55
(16)	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	2, 504	551	338	77		2, 103	467	295	59		201	43
П	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用 途防火対象物	1, 465	370	213	32		1, 249	328	189	32		86	18
(16の2)	地下街												
(16Ø3)	準地下街	1					1						
(17)	重要文化財等	29	6	1			11	6	1			13	
(18)	延長50メートル以上のアーケード	1					1						

<sup>※</sup> 防火対象物数は平成31年3月31日現在の数

<sup>※</sup> 用途については、消防法施行令別表に定められたものである。

予

警

												(平	成30年	4月1日	~平成:	31年3月	31日)
島田市					牧之原市					吉田町					川根本町		
	書 交 付		対象物数	查察		書 交 付		対象物数	查 察 実 施 数		書交作		対象物数	查察	文;	事 交 付	<b>数</b>
立入結果 通知書	勧告書	警告書	A) 39. 177 9A	実施数	立入結果 通知書	勧告書	警告書	A1 3K 10 9K	実施 数	立入結果 通知書	勧告書	警告書	A1 SK 100 SK	実施数	文 章立入結果通知書	勧告書	警告
394	92		1, 922	538	250	12		1, 146	291	100	11		284	115	55	5	
			1					1	1								
44	17		105	15	8	2		27	2	1			37	27	15	1	
			2					2	1								
			5	2	1			3	1								
			1														
10	5		43	1	1			25	1	1			5	4	4		
19	2		94	21	5			39	16	3			3	2	2		
2	1		25	2	5	1		4					22	6	2		
70	1		403	42	11			290	60	21			14	9	3		
			18	1				12					4	3	1		
6			16										5	2	1		
8			49	10		1		10	1				11	8	4		
2			3	2				3					1	1			
11	1		19		13			7	3	2			7	3	2		
1								3	3				3				
			2					1					3	1			
1													1				
15			38	12	4			16					3	1	1		
109	38		564	249	113	4		337	109	34	6		95	30	10	2	
6			9	6	1			2	1				2	2	2		
			1					1									
22	9		171	103	60	3		187	61	29	2		9				
28	4		157	32	16			64	6		1		32	4	2	1	
29	14		108	11	1	1		73	19	7	2		19	11	6	1	
11			87	18	11			39	6	2			4				
			1										4				

静岡消防の概況

防

急

防火管理者・消防計画を必要とする防火対象物及び届出状況

(1)	総 数	対象物数	防火管理者	<b>選任届出</b>	消防計	画届出		p4- J. Wremst	NR / FILL	消防計	画 昆 山	
(1)					114 D2 H1		対象物数		速士油田	1月 以 司	四旧山	対象物数
(1)	途 (項)		届出数	届出率	届出数	届出率	A) 家物效		届出率	届出数	届出率	AT 家和// 效
(1)		7, 115	6, 871	97%	6, 481	91%	5, 548	5, 394	97%	5, 148	93%	795
П	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	14	14	100%	14	100%	10	10	100%	10	100%	2
	公会堂又は集会場	804	750	93%	707	88%	449	430	96%	415	92%	187
1	<ul><li>キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</li></ul>	9	9	100%	7	78%	4	4	100%	4	100%	1
(2)	遊技場又はダンスホール	55	55	100%	54	98%	41	41	100%	41	100%	6
(4) /	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものと して総務省令で定めるもの											
=	- カラオケボックス、個室ビデオ等	20	20	100%	19	95%	17	17	100%	16	94%	2
(3)	待合、料理店その他これらに類するもの	5	5	100%	5	100%	5	5	100%	5	100%	
	飲食店	509	493	97%	457	90%	398	389	98%	364	91%	58
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展 示場	967	942	97%	881	91%	755	735	97%	696	92%	121
	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	173	170	98%	168	97%	125	124	99%	123	98%	16
(5)	寄宿舎、下宿又は共同住宅	550	532	97%	498	91%	506	491	97%	463	92%	17
イ	病院、診療所又は助産所	121	119	98%	113	93%	106	104	98%	100	94%	8
(6)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホー ム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施 設、老人短期入所事業等	237	236	100%	226	95%	183	182	99%	173	95%	33
	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉セ 、ンター、老人介護支援センター、更生施設、助産施設、保 育所、児童養護施設、児童発達支援センター等	360	356	99%	347	96%	277	273	99%	267	96%	41
=	- 幼稚園、特別支援学校	54	54	100%	54	100%	43	43	100%	43	100%	5
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学 校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	263	261	99%	255	97%	202	200	99%	198	98%	32
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	29	26	90%	28	97%	21	18	86%	20	95%	2
(9)	. 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	2	2	100%	2	100%	1	1	100%	1	100%	1
	1 イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	11	11	100%	11	100%	8	8	100%	8	100%	
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	1	1	100%	1	100%						
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	263	251	95%	240	91%	195	187	96%	181	93%	35
	工場又は作業場	277	268	97%	244	88%	172	172	100%	163	95%	44
(12)	映画スタジオ又はテレビスタジオ	5	5	100%	5	100%	5	5	100%	5	100%	
	自動車車庫又は駐車場	1	1	100%	1	100%	1	1	100%	1	100%	
(13)	飛行機又は回転翼航空機の格納庫											
(14)	倉庫	42	41	98%	39	93%	33	32	97%	32	97%	2
(15)	前各項に該当しない事業場	700	672	96%	635	91%	560	540	96%	518	93%	74
(16)	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1, 479	1, 422	96%	1, 331	90%	1, 289	1, 245	97%	1, 177	91%	97
	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	155	146	94%	131	85%	137	132	96%	119	87%	7
(16の2)	) 地下街											
(16の3)	) 準地下街	1	1	100%	1	100%	1	1	100%	1	100%	
(17)	重要文化財等	7	7	100%	6	86%	3	3	100%	3	100%	4
(18)	延長50メートル以上のアーケード	1	1	100%	1	100%	1	1	100%	1	100%	

注:届出率の単位は少数点以下四捨五入

<sup>※</sup> 防火対象物数は平成31年3月31日現在の数

<sup>※</sup> 用途については、消防法施行令別表に定められたものである。

急

													(半成	30年4,	月 1 日~	~平成3.	1年3月	31日)
	島田市				1	牧之原市					吉田町					川根本町		
防火管理者	<b>皆選任届出</b>	消防計	画届出	対象物数		<b>全選任届出</b>	消防計	画届出	対象物数		<b>省選任届出</b>	消防計	画届出	対象物数		<b>者選任届出</b>	消防計	画届出
届出数		届出数	届出率		届出数		届出数					届出数	届出率		届出数	届出率	届出数	届出率
771	97%	749	94%	462	407	88%	331	72%	210	199	95%	153	73%	100	100	100%	100	100%
2	100%	2	100%	1	1	100%	1	100%	1	1	100%	1	100%					
172	92%	167	89%	104	85	82%	74	71%	27	26	96%	14	52%	37	37	100%	37	100%
1	100%	1	100%	2	2	100%	1	50%	2	2	100%	1	50%					
6	100%	6	100%	5	5	100%	4	80%	3	3	100%	3	100%					
2	100%	2	100%	1	1	100%	1	100%										
56	97%	55	95%	29	25	86%	19	66%	20	19	95%	15	75%	4	4	100%	4	100%
120	99%	118	98%	63	59	94%	43	68%	26	26	100%	22	85%	2	2	100%	2	100%
16	100%	16	100%	20	18	90%	18	90%	3	3	100%	2	67%	9	9	100%	9	100%
16	94%	15	88%	15	14	93%	11	73%	10	9	90%	7	70%	2	2	100%	2	100%
8	100%	8	100%	3	3	100%	2	67%	4	4	100%	3	75%					
33	100%	33	100%	16	16	100%	15	94%						5	5	100%	5	100%
41	100%	41	100%	32	32	100%	29	91%	5	5	100%	5	100%	5	5	100%	5	100%
5	100%	5	100%	3	3	100%	3	100%	3	3	100%	3	100%					
32	100%	32	100%	16	16	100%	13	81%	7	7	100%	6	86%	6	6	100%	6	100%
2	100%	2	100%						3	3	100%	3	100%	3	3	100%	3	100%
1	100%	1	100%															
				1	1	100%	1	100%	1	1	100%	1	100%	1	1	100%	1	100%
														1	1	100%	1	100%
35	100%	35	100%	20	16	80%	12	60%	10	10	100%	9	90%	3	3	100%	3	100%
42	95%	40	91%	31	27	87%	22	71%	28	25	89%	17	61%	2	2	100%	2	100%
2	100%	1	50%	1	1	100%			6	6	100%	6	100%					
72	97%	69	93%	43	38	88%	29	67%	13	12	92%	9	69%	10	10	100%	10	100%
96	99%	90	93%	47	39	83%	29	62%	36	32	89%	25	69%	10	10	100%	10	100%
7	100%	7	100%	9	5	56%	4	44%	2	2	100%	1	50%					
4	100%	3	75%															
4	100%	3	1 070															

#### 防災管理対象物に該当する対象物の状況

\ <u></u>	_	官理対象物に該当9 0 列車 ※ ※ ※ ※ ※ ※	30 100 12	7,00	合	計					静[	岡市				
				11階以上	5 階以上 10階以下	4階以下	防災管 選任	管理者 届出		11階以上	5 階以上 10階以下	4階以下		管理者 :届出		11階以上
			対象物数	1万㎡以上 (注1)	2万㎡以上 (注2)	5万㎡以上 (注3)	届出数	届出率	対象物数	1万㎡以上 (注1)	2万㎡以上 (注2)	5万㎡以上 (注3)	届出数	届出率	対象物数	1万㎡以上 (注1)
月	1	途 (項)	84	21	49	14	82	98%	71	21	47	3	70	99%	5	
(1)	1	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1		1		1	100%	1		1		1	100%		
(1)	П	公会堂又は集会場														
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他 これらに類するもの														
(0)	П	遊技場又はダンスホール														
(2)	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに 類するものとして総務省令で定めるもの														
	=	カラオケボックス、個室ビデオ等														
(0)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの														
(3)	П	飲食店														
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	6		5	1	6	100%	5		5		5	100%	1	
(E)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類する もの														
(5)	П	寄宿舎、下宿又は共同住宅														
	イ	病院、診療所又は助産所	6	1	5		6	100%	4	1	3		4	100%	1	
(c)	П	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養 護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施 設、乳児院、知的障害児施設、重症心身障害 児施設、老人短期入所事業等														
(6)	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設等														
	П	幼稚園、特別支援学校														
(7)		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 高等専門学校、大学、専修学校、各種学校そ の他これらに類するもの	8		8		8	100%	8		8		8	100%		
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの														
(0)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他 これらに類するもの														
(9)	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場														
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場														
(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの														
		工場又は作業場	26		14	12	25	96%	16		14	2	16	100%	3	
(12)		映画スタジオ又はテレビスタジオ														
(10)		自動車車庫又は駐車場														
(13)	П	飛行機又は回転翼航空機の格納庫														
(14)		倉庫														
(15)		前各項に該当しない事業場	12	9	3		11	92%	12	9	3		11	92%		
(16)		複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から (4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる 防火対象物の用途に供されているもの	24	11	12	1	24	100%	24	11	12	1	24	100%		
	П	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用 途防火対象物	1		1		1	100%	1		1		1	100%		
(16	の2)	地下街※														
(16	の3)	準地下街														
(17)		重要文化財等														
(18)		延長50メートル以上のアーケード														
(19)		市町村長の指定する山林														
(20)		総務省令で定める舟車														

<sup>(</sup>注1) 消防法施行令第4条の2の4第1項第1号イ及び第2号イ(1)の合計

<sup>(</sup>注 2) 消防法施行令第 4 条の 2 の 4 第 1 項第 1 号  $\mu$  、第 2 号  $\mu$  (2) 及び第 2 号  $\mu$  (1) の合計

<sup>(</sup>注3) 消防法施行令第4条の2の4第1項第1号ハ、第2号イ(3)、第2号ロ(2)及び第2号ハの合計

<sup>※</sup> 消防法施行令第4条の2の4第1項第3号の該当なし

<sup>※</sup> 防火対象物数は平成31年3月31日現在の数

<sup>※</sup> 用途については、消防法施行令別表に定められたものである。

· ·	31日)	年3月3			F4月	平成30年	(2															
	20: 10H =b2.	P+ (( to	本町				. Ad= 1111 : 25	P+- ((( A	田町				Age man age.	P+ (( )	原市		1		20: mm =bz.	P+ 655 &	田市	
静岡消防の概況	居出 届出率	防災管 選任 届出数	4階以下 5万㎡以上 (注3)	5階以上 10階以下 2万㎡以上 (注2)	11階以上 1万㎡以上 (注 1)	対象物数	管理者 届出 <sub>届出率</sub>	選任	4階以下 5万㎡以上 (注3)	5階以上 10階以下 2万㎡以上 (注2)	11階以上 1万㎡以上 (注1)	対象物数	管理者 :届出 届出率	選任	4階以下 5万㎡以上 (注3)	5階以上 10階以下 2万㎡以上 (注2)	11階以上 1万㎡以上 (注1)	対象物数	管理者 届出 届出率	選任	4階以下 5万㎡以上 (注3)	5階以上 10階以下 2万㎡以上 (注2)
」概							100%	4	4			4	75%	3	3	1		4	100%	5	4	1
予																						
_																						
-	<u> </u>												<u> </u>									
防																						
_																						
警													-									
$\parallel$																			100%	1	1	
$\parallel$																			100/0	1	-	
一防																						
救													100%	1		1		1	100%	1		1
1 **																						
急																						
指																						
1																						
┧																						
   <del> </del>																						
火																						
火災·救																						
節							100%	4	4			4	67%	2	3			3	100%	3	3	
助統計																						
一開																						
1 1 1 1 1 1																						
静岡市消防団													<del> </del>									
1																						
1																						
]																						
]																						
1																						
1													<u> </u>									
_																						

#### 防火対象物定期点検報告制度に該当する対象物の状況

				合計			静岡市	
		用 途(項)	該	当防火対象物	数	該	当防火対象物	9数
		~~	防 火 対象物数	第1号該当	第2号該当	防 火 対象物数	第1号該当	
			AT 38.110.9A	300人以上	特定1階段等 防火対象物(注 1)	A1 35.427 9A	300人以上	特定1階段等 防火対象物(注 1)
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	13	13		10	10	
(2)	П	公会堂又は集会場	119	118	1	67	66	1
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	2	2		2	2	
(0)	口	遊技場又はダンスホール	40	39	1	28	27	1
(2)	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務 省令で定めるもの						
	1]	カラオケボックス、個室ビデオ等	6	2	4	6	2	4
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	2		2	2		2
(0)	П	飲食店	54	6	48	54	6	48
(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	151	107	44	123	79	44
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	27	13	14	22	10	12
	イ	病院、診療所又は助産所	34	20	14	32	18	14
(6)	口	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老 人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、老人短期入所事 業等	6	4	2	5	3	2
(0)	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、 老人介護支援センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施 設、児童発達支援センター等	15	9	6	11	6	5
	1]	幼稚園、特別支援学校	11	9	2	10	8	2
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの						
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	310	199	111	274	166	108
(16の2	2)	地下街						
		合 計	790	541	249	646	403	243

予

	島田市			牧之原市			吉田町	- 成30 平 4		川根本町	
該	当防火対象物	数	該	当防火対象物	数	該	当防火対象物	数	該	当防火対象物	数
防火	第1号該当	第2号該当	防 火 対象物数	第1号該当	第2号該当	防火	第1号該当		防火	第1号該当	
対象物数	300人以上	特定1階段等 防火対象物(注 1)	对象物数	300人以上	特定1階段等 防火対象物(注 1)	対象物数	300人以上	特定1階段等 防火対象物(注 1)	対象物数	300人以上	特定1階段等 防火対象物(注 1)
1	1		1	1		1	1				
21	21		21	21		8	8		2	2	
5	5		4	4		3	3				
17	17		4	4		7	7				
2	1	1	2	1	1				1	1	
1	1		1	1							
			1	1							
3	3		1		1						
1	1										
23	20	3	9	9		3	3		1	1	
74	70	4	44	42	2	22	22		4	4	

消防用設備等検査済証交付状況

おませい   1		_	<b>议佣寺快</b> 宜消祉父刊	合	計	静岡	11市
1   1   2   2   2   2   2   3   7   2   2   2   2   3   7   2   2   2   2   2   2   3   7   2   2   2   2   2   2   2   3   7   2   2   2   2   2   2   2   2   2			総 数	設置届出数	検査済証交付数	設置届出数	検査済証交付数
10   10   10   2 会変収が無効物	用:	途 (	項)	1, 422	790	1, 052	632
2 会会変又非金輪	(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	6		6	
20	(1)	口	公会堂又は集会場	12	3	7	2
(2)		イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	1	1		
		口	遊技場又はダンスホール	4	1	2	
(6) 日 付合、料理店その他これらに類するもの 9 6 8 (6) 日 会成店 マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は選示場 82 47 73 43 45 25 28 27 28 27 28 27 28 27 28 27 28 27 28 27 28 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29	(2)	ハ					
(3) □ 飲食店 □ 中 飲食店 □ 以 □ 飲食店 □ 以 □ 飲食店 □ 以 □ 飲食店 □ 以 □ 以 □ 以 □ 以 □ 以 □ 以 □ 以 □ 以 □ 以 □		=	カラオケボックス、個室ビデオ等				
中 教会店	(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの				
(5) イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの 34 25 28 21   (6) ロ	(0)	口	飲食店	9	6	8	6
111   76   107   76   107   76   76   76   76   76   76   76	(4)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	82	47	73	43
中	(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	34	25	28	21
	(0)	П	寄宿舎、下宿又は共同住宅	111	76	107	76
(8)		イ		46	27	36	24
	(6)	¤	保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、重症心身障害児施 設、老人短期入所事業等	61	51	44	40
(7) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専 73 44 58 36 (8) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6	(0)	ハ	人介護支援センター、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、	53	42	42	37
(8) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6		=	幼稚園、特別支援学校	12	5	8	3
(9) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロイに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 ロイに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 ロイに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 ロイン・ 中性・ 寺院・教会その他これらに類するもの ロイン・ 本場 ロール	(7)			73	44	58	35
(9) ロイに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 1 1   (10) 車両の停車場又は船舶者しくは航空機の発着場 2   (11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 3 2 2   (12) イ工場又は作業場 278 144 125 76   ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ 2 1 2 1   (13) 中 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 2 2   (14) 倉庫 120 67 77 45   (15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項 イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイン、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイン、(6)項スは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイン・(14)で表合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 40 12 33 9   (16の2) 地下街 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (19) 市町村長の指定する山林 1 1 1	(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	6	3	6	3
ロ   イに掲げる公衆治場以外の公衆治場	(0)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの				
(11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 3 2 2   (12) イ 工場又は作業場 278 144 125 76   ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ 2 1 2 1   (13) イ 自動車車庫又は駐車場 7 8 7 8   (14) 倉庫 120 67 77 45   (15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項 イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイ、(6の2)地下街 247 128 211 116   (16の2) 地下街 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (18) 並長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (19) 市町村長の指定する山林 1 1 1	(9)	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	1		1	
(12) イ 工場又は作業場 278 144 125 76   ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ 2 1 2 1   (13) イ 自動車車庫又は駐車場 7 8 7 8   ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 2 2 2   (14) 倉庫 120 67 77 45   (15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ 複合用途防大対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものロイ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものロイ、(12) 247 128 211 116   (16の2) 地下街 1 1 1 1   (16の3) 準地下街 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (19) 市町村長の指定する山林 1 1 1	(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場				
(12) ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ 2 1 2   (13) イ 自動車車庫又は駐車場 7 8 7 8   ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 2 2   (14) 倉庫 120 67 77 45   (15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項 イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイ、(14)項スは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイ、(15)項目の ロイ、(15)可用の	(11)		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	4	3	2	2
ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ 2 1 2   (13) イ 自動車庫尾又は駐車場 7 8 7   ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 2 2   (14) 倉庫 120 67 77 45   (15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものロイン、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものロイン、(16)項又は(9)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物の用途に供されているものロインである。 247 128 211 116   (16の2) 地下街 1 1 1 1   (16の3) 準地下街 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (19) 市町村長の指定する山林 1 1 1	(19)		工場又は作業場	278	144	125	76
(13) ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 2 2   (14) 倉庫 120 67 77 45   (15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項 イス、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイン、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロイン、(6)項又は(9)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 は 12 33 9   (16の2) 地下街 1 1 1   (16の3) 準地下街 1 1 1   (17) 重要文化財等 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (19) 市町村長の指定する山林 1 1 1	(12)		映画スタジオ又はテレビスタジオ	2	1	2	1
口 飛行機又は回転翼航空機の格納庫 2 2   (14) 倉庫 120 67 77 45   (15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ (16) 項スは(9)項イに掲げる防火対象物の方ち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの中で、12 247 128 211 116   ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 40 12 33 (6   (16の2) 地下街 1 1 1   (17) 重要文化財等 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 1 1 1   (19) 市町村長の指定する山林 1 1 1	(13)		自動車車庫又は駐車場	7	8	7	8
(15) 前各項に該当しない事業場 210 94 168 85   (16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの中心に関する複合用途防火対象物の用途に供されているもの中心に関する複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物は外の複合用途防火対象物性では関する場合では関する。 168 247 128 211 116   (16の2) 地下街 1 1 1 1   (17) 重要文化財等 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケードでは関する場合いは関する場合では関する場合では関する場合では関する場合では関する場合では関する場合では関する場合では関する場合では関する場合では関する。   (16) 1 1 1 1   (16) 1 1 1 1   (17) 1 1 1 1 1   (19) 市町科学のでは関すると同じまする。 1 1 1 1 1   (19) 市町科学のでは関すると同じまする。 <	(10)		飛行機又は回転翼航空機の格納庫	2	2		
(16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものロースで掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 247 128 211 116   (16の2) 地下街 40 12 33 9   (16の3) 準地下街 1 1 1   (17) 重要文化財等 1 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード 市町村長の指定する山林 市町村長の指定する山林	(14)		倉庫	120	67	77	45
(16の2) 地下街   (16の2) 地下街   (16の3) 準地下街   (17) 重要文化財等   (18) 延長50メートル以上のアーケード   (19) 市町村長の指定する山林	(15)		前各項に該当しない事業場	210	94	168	85
(16の2) 地下街   (16の3) 準地下街     (17) 重要文化財等   1   1     (18) 延長50メートル以上のアーケード   (19) 市町村長の指定する山林   1	(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	247	128	211	116
(16の3)   準地下街     (17)   重要文化財等     (18)   延長50メートル以上のアーケード     (19)   市町村長の指定する山林		П	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	40	12	33	9
(17) 重要文化財等 1 1   (18) 延長50メートル以上のアーケード   (19) 市町村長の指定する山林	(16	の2)	地下街				
(18) 延長50メートル以上のアーケード   (19) 市町村長の指定する山林	(16	の3)	準地下街				
(19) 市町村長の指定する山林	(17)		重要文化財等	1		1	
	(18)		延長50メートル以上のアーケード				
(20) 総務省令で定める舟車	(19)		市町村長の指定する山林				
	(20)		総務省令で定める舟車				

<sup>※</sup> 防火対象物数は平成31年3月31日現在の数

<sup>※</sup> 用途については、消防法施行令別表に定められたものである。

警

島田	目市	牧之	原市	吉田	] 附了	川札	艮本町
設置届出数	検査済証交付数	設置届出数	検査済証交付数	設置届出数	検査済証交付数	設置届出数	検査済証交付数
175	84	134	53	61	21		
		5	1				
				1	1		
2	1						
1							
5	2	2		2	2		
3	2	3	2				
1		2		1			
6	3	2		2			
11	9	6	2				
6	3	5	2				
1	1	2		1	1		
10	7	4	1	1	1		
1		1	1				
74	34	45	23	34	11		
		2	2				
18	11	11	7	14	4		
18	4	21	5	3			
16	7	20	5				
2		3	2	2	1		
							1

急

#### 建築同意状況

区分				1	合 書	+							静岡市								島田市			
	総数			I	事	別			総数			I	事	別			総数			I	事	另口		
月別	#L-9X	新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕	大規模 模様替	NO 90	新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕	大規模 模様替		新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕	大規模 模様替
総数	1, 153	1, 036	76		2	35	4		917	831	46		2	34	4		122	116	6					
4月	86	76	4			5	1		63	55	2			5	1		13	12	1					
5月	108	102	5			1			93	87	5			1			8	8						
6月	117	101	14			1	1		86	77	7			1	1		14	14						
7月	93	83	8			2			64	61	2			1			14	11	3					
8月	122	110	9			3			90	84	3			3			17	16	1					
9月	84	80	4						68	64	4						7	7						
10月	95	86	7			2			82	74	6			2			6	6						
11月	99	88	6			4	1		83	74	4			4	1		11	10	1					
12月	105	91	9			4	1		85	74	6			4	1		12	12						
1月	60	53	1			6			54	47	1			6			3	3						
2月	90	81	4		2	3			77	69	3		2	3			4	4						
3月	94	85	5			4			72	65	3			4			13	13						

#### 最近5ヵ年の建築同意状況

				合	il.							静同	司市							島日	田市			
区分	67A W.L.			I	事	別			60. *4			I	事	別			6A 44L			I	事	別		
年度別	総数	新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕	大規 模模 様替	総数	新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕	大規 模模 様替	総数	新築	増築	改築	移転	用途変更	修繕	大規 模模 様替
平成 26年度	1, 444	1, 309	81	2		48	2	2	1, 107	1,021	44			41	1		192	162	24	2		3	1	
平成 27年度	1, 410	1, 296	76		1	33	2	2	1, 157	1, 077	47		1	29	2	1	130	114	13			3		
平成 28年度	1, 386	1, 292	56	1	3	26	8		1, 103	1, 041	28		3	24	7		166	152	11	1		2		
平成 29年度	1, 301	1, 174	73		5	43	4	2	1, 037	940	49		5	37	4	2	139	122	12			5		
平成 30年度	1, 153	1, 036	76		2	35	4		917	831	46		2	34	4		122	116	6					

)沈
----

警

防

放数

急指

令 火災・救助統計

統計一静岡市消防団

総数 68	工事別	
68		
68	田全	
	及 改築 移転 用途 修繕 変更	大規模 模様者
7		
,		
6		
10		
9		
9		
3		
4		
3		
3		
2		
6		
6		
3 3 2 6		

			牧之	原市				吉田町							川根本町								
663 467			I	. 事	別			6/A #4+	工 事 別						en mi		工 事 別						
総数	新築	増築	改築	移転	用途 変更	修繕	大規 模模 様替	総数	新築	増築	改築	移転	用途 変更	修繕	大規 模模 様替	総数	新築	増築	改築	移転	用途 変更	修繕	大規 模模 様替
91	79	9			3			54	47	4			1		2								
80	68	11			1			40	34	5					1	3	3						
87	75	12						27	21	5				1		3	3						
77	68	8			1			44	40	4						4	4						
68	51	16			1			46	38	8													

市消防

#### 防火·防災管理講習実施状況

消防法では、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者(防火管理に関する講習の課程を修了した者等)のうちから防火管理者を定め、防火管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施など、防火管理上必要な業務を行わせなければならないと規定されています。

また、大規模・高層の防火対象物で管理について権原を有する者は、防火管理者 と同様に資格を有する者のうちから防災管理者を定め、防災管理に係る消防計画の 作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施など、防災管理上必要な業務を行わ せなければならないと規定されています。

静岡市消防局では年間を通して防火管理講習等を定期的に開催し、防火管理や防 災管理を必要とする対象物の関係者に対する防火・防災知識の取得の推進に努めて います。

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

\	合	計	静岡	会場	島田	会場	吉田	会場	牧之师	原会場
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
甲種防火管 理新規講習	11	1, 057	7	881	2	106	1	37	1	33
乙種防火 管理講習	3	88	1	34	2	54				
防災管理 新規講習	2	112	2	112						
防火・防災 管理再講習	6	140	4	105	1	23	1	12		
合計	22	1, 397	14	1, 132	5	183	2	49	1	33

## 各種届出の状況

4年 四	A ∌1.	<b>拉</b> 园士		# + 西士		
種 別	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
禁止行為の解除承認	190	186	3	1		
火災予防上必要な業務に関する計画書	6	6				
炉	21	9	4	1	2	5
厨房設備	2	1	1			
温風暖房機	4	3	1			
ボイラー	90	60	21	2	5	2
給湯湯沸設備	23	21	1	1		
乾燥設備	33	13	7	5	2	6
サウナ設備	1	1				
ヒートポンプ冷暖房機	3	3				
火花を生ずる設備						
放電加工機	3	2	1			
燃料電池発電設備						
変電設備	148	97	13	19	17	2
発電設備	34	25	3	5	1	
蓄電池設備	72	51	8	7		6
ネオン管灯設備						
水素ガスを充てんする気球						
火災とまぎらわしい煙又は火 炎を発するおそれのある行為	527	375	77	20	10	45
煙火の打上げ及び仕掛け	458	267	125	21	24	21
催物の開催	44	42	2			
水道の断水及び減水	18	13	5			
道路工事	1, 258	446	516	94	125	77
露店等の開設	820	634	102	34	20	30
指定洞道等						
少量危険物	136	83	25	13	10	5
少量危険物廃止	52	24	11	7	10	
指定可燃物	93	54	18	9	12	
指定可燃物廃止	6	4			2	
核燃料物質	6	5			1	
放射線同位元素						
液化ガス(液化石油ガスを除く)	72	57	13			2
毒物等	3	3				

#### 危険物製造所等施設数及び査察実施状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

	総	数	静區	司市	島日	日市	牧之	原市	吉日	日町	川根	本町
製造所及び貯蔵所、	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
取扱所の区分	3, 097	1, 120	2, 118	826	355	125	313	87	249	60	62	22
製造所	56	5	37	5	2		3		14			
屋内貯蔵所	553	157	388	123	59	12	48	17	55	4	3	1
屋外タンク貯蔵所	545	88	323	35	66	19	72	10	74	24	10	
屋内タンク貯蔵所	159	57	93	42	19	2	33	5	6	5	8	3
地下タンク貯蔵所	347	141	250	114	45	10	39	11	10	6	3	
簡易タンク貯蔵所	3	0	2				1					
移動タンク貯蔵所	491	262	406	189	35	35	22	20	16	6	12	12
屋外貯蔵所	64	8	48	5	2		2	1	11	2	1	
給油取扱所	449	286	311	241	53	24	49	12	26	6	10	3
第1種販売取扱所	9	4	8	4	1							
第2種販売取扱所	1	1			1	1					·	
移送取扱所	5		5								·	·
一般取扱所	415	111	247	68	72	22	44	11	37	7	15	3

#### 危険物屋外タンク貯蔵所容量別施設数(完成検査済証交付施設)

(平成31年3月31日現在)

	総数	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
総数	545	323	66	72	74	10
500k1未満	473	251	66	72	74	10
500k1以上~1,000k1未満	19	19				
1,000k1以上~10,000k1未満	44	44				
10,000k1以上	9	9				

## 危険物関係各種届出状況

	4公米4	#4 [77] 士	₽m±	₩₩₩₩₩₩	+ m m=	11149 4-7-
	総数	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
届 出 別	1, 736	1,210	217	156	107	46
危険物保安統括管理者選解任届	12				12	
廃止届	86	59	10	11	6	
申請等取下書	6	1	2			3
譲渡引渡届	12	10	2			
危険物保安監督者選解任届	208	126	48	32		2
品名・数量変更届	52	26	7	9	10	
転出届	3	3				
災害発生届	4	2	1		1	
設置者氏名等変更届	221	153	46	16		6
火気使用工事届	50	31		6	13	
予防規程認可変更申請	27	20	5	1		1
軽微な変更工事の施工届	680	514	32	49	53	32
使用休止・再開届	46	33	6	5	1	1
その他届出等(注)	329	232	58	27	11	1

<sup>(</sup>注) その他には資料提出届出書、定期点検報告書、予防規程に関する届出書等を含む。

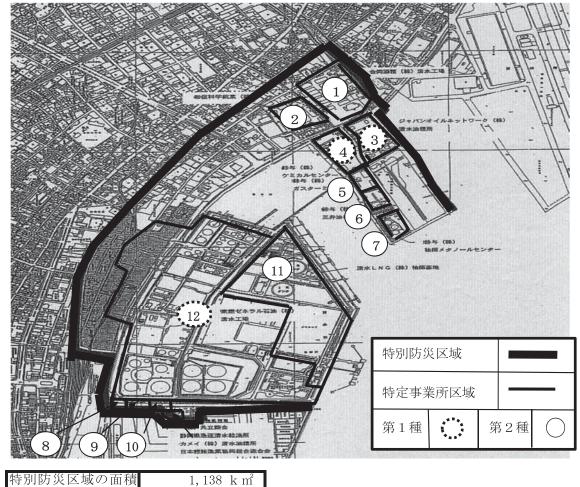
(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

				総数		静岡市		島田市	生	<b>女</b> 之原市		吉田町	J	根本町
			件 数	手数料(円)	件数	手数料(円)	件 数	手数料(円)	件数	手数料(円)	件 数	手数料(円)	件 数	手数料(円)
	総	数	982	14, 159, 750	757	10, 976, 650	40	518, 750	85	1, 073, 950	89	1, 461, 550	11	128, 850
	設	置許可	37	1, 153, 000	30	951, 000	2	52, 000	2	59, 000	2	78, 000	1	13, 000
	変	更 許 可	267	6, 817, 500	193	5, 109, 500	14	266, 500	24	533, 000	32	830, 500	4	78, 000
		水 圧 検 査	26	271, 000	26	271, 000								
	完成検	水 張 検 査	55	414, 000	53	402, 000			1	6, 000	1	6, 000		
	査前 検査	基礎地盤 検 査												
申		溶接部検査	1	265, 000	1	265, 000								
請	設完	置許可の成 検査	36	582, 500	28	465, 000	2	32, 500	4	52, 500	1	26, 000	1	6, 500
別	変完	更許可の成 検査	244	2, 943, 750	176	2, 154, 750	12	113, 750	24	263, 250	31	402, 250	1	9, 750
/3.1	仮仮	貯 蔵・ 取扱承認	99	529, 200	92	496, 800	4	21, 600	2	5, 400	1	5, 400		
	仮	使用承認	197	1, 063, 800	144	777, 600	6	32, 400	22	118, 800	21	113, 400	4	21, 600
	保	安検査												
	少量	水 圧 検 査	14	84, 000	14	84, 000								
	危険物	水張格香	6	36, 000					6	36, 000				

#### 最近5ヵ年の静岡市消防局管内危険物関係取扱状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
危険物製造所等施設数	2, 295	2, 267	3, 294	3, 148	3, 097
危険物製造所等申請件数	675	647	860	850	982
危険物関係各種届出件数	1, 194	1, 152	1, 569	1, 937	1, 736

## 清水地区石油コンビナート等特別防災区域 (平成31年3月31日現在)



## 特定事業所別石油貯蔵取扱量及び高圧ガス処理量

(平成31年3月31日現在)

	(干成31年5万31日先江)											
		共同	石油貯蔵	版取扱量 (K	L)	高圧ガス						
	特定事業所名	防災 組織	石油	石油以外	第4類以外	処理量						
			7H 1HI	の第4類	为 <del>1</del> 税2071	$(N m^3)$						
1	合同酒精㈱清水工場		129	7, 595								
2	和信化学工業㈱	清	1, 078	4	12							
3	ジャパンオイルネットワーク㈱清水油槽所	水	57, 781									
4	鈴与㈱ケミカルセンター	地 区	10, 030	1, 690	775							
5	鈴与㈱ガスターミナル	共				1, 866, 327						
6	鈴与㈱袖師油槽所	同	8, 276	954								
7	鈴与㈱袖師メタノールセンター	防 . 災		25, 093								
8	日本かつお・まぐろ漁業協同組合連合会	組	1, 314									
9	カメイ㈱清水油槽所	織	1, 324									
10	静岡県漁業協同組合連合会		1, 546									
11	清水エル・エヌ・ジー㈱袖師基地	袖師共同	20									
12	JXTGエネルギー(株)清水油槽所	防災組織	647, 866									
	特別防災区域合計		729, 364	35, 336	787	1, 866, 327						

## 防災資機材の整備状況

(平成31年3月31日現在)

						(平成31年3月	101 1 20117
防災	特定事業	業所等	袖師共同防災組織	共 同 防 災 組 継 区	静岡県	静岡市消防局	合計
大型	型放水砲搭載ホー	ス延長車				1	1
	大容量送水ポン	プ車				1	1
	大型化学消防	車	1			1	2
	大型高所放水	車	1			1	2
	泡原液搬送車	<u>.</u>	1			1	2
	大型化学高所放	水車		1			1
	化学消防車					10	10
	消防車		1			41	42
	可搬式放水銃	等	8	3			11
	普通泡放水硫	, 1		2			2
	耐熱服		5	8		43	56
	空気又は酸素呼	吸器	6	3		333	342
	蛋白系	3% (KL)		8.8			8.8
	) ()	6% (KL)		7. 6			7. 6
消	界面活性剤	3% (KL)		11. 2		4.8	16.0
火	沙门田1日1工月1	6% (KL)					
剤	水成膜	3% (KL)	50. 7		57. 0	5. 9	113.6
Лэ	71 (12/11)	6% (KL)					
	水溶性	3% (KL)					
	(耐アルコール)	6% (KL)		36. 1		59. 6	95. 7
	オイルフェンス	.B型	2, 080	2, 200	300		4, 580
	オイルフェンス原 同防災組織の数量		1	1			2

<sup>※</sup> 共同防災組織の数量は構成事業所で所有する防災資機材を含む。

#### 保安3法事務実施状況

保安3法とは、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)」のことをいいます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第5次地方分権一括法)の施行に伴い、平成29年度から火薬類取締法、平成30年度から高圧ガス保安法の許認可事務が静岡県知事から静岡市長に権限移譲されました。さらに液化石油ガス法の許可事務等も、平成30年4月から「静岡県事務処理の特例に関する条例」により静岡市長に権限移譲されました。

今後関係施設への立入検査を実施し、危険物の保安業務と一体的に事業者に対する指導監督を行い保安体制の充実を図り、住民の安心・安全に努めていきます。

## 火薬類取締法の許可施設数及び査察実施状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

	(干成30年4万1日 干成31年3万31日)						
	静岡市						
施設の区分	施設数	查察実施数	保安検査実施数				
地設り込分	44	44	22				
煙火製造所	2	2	2				
火薬庫	20	20	20				
販売所(紙雷管を除く)	8	8					
販売所(紙雷管販売)	5	5					
販売所(猟銃等)	2	2					
火薬庫外貯蔵所	7	7					

## 火薬類取締法申請件数及び手数料

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

(1)	3/00   4/1 I H	13/01   0 /1 01 H /
	静岡	市
申 請 別	件数	手数料 (円)
中 前 <i>万</i> リ	19	342, 700
火薬類譲渡許可申請書	1	1, 200
火薬類譲受許可申請書(加工品のみ)	4	9, 600
火薬類讓受許可申請書(上記以外火薬量25kg以下)	1	3, 500
火薬類譲受許可申請書(上記以外火薬量25kgを超える)	6	41, 400
保安検査申請書	7	287, 000
火薬類輸入許可申請書 (火薬量25kgを超える)		
火薬庫を所有又は占有しないことの許可申請書		
その他申請書(注)		

(注) その他には火薬類製造営業許可申請書、火薬庫設置等許可申請書等を含む。

## 火薬類取締法の各種届出等状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

(1/94001 1/111	1 // - 1 - / - / - / - /
	静岡市
届 出 別	44
火薬類(製造・取扱)保安責任者等(選任・解任)届	7
各種許可申請書等記載事項変更報告(届出)	2
火薬類(製造施設・火薬庫)軽微変更届	
火薬類輸入届	
定期自主検査報告書	15
その他届等(注)	20

<sup>(</sup>注) その他には貯蔵火薬類等変更届、危害予防規程変更届出書等を含む。

## 火薬類消費許可申請状況 (煙火)

	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
件数	150	106	24	10	1	9
手数料(円)	1, 185, 000	837, 400	189, 600	79, 000	7, 900	71, 100
現地立入検査数	121	78	24	9	1	9
許可証交付数	148	104	24	10	1	9

#### 高圧ガス保安法の施設数

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

	静岡市					
施設の区分	一般則	液石則	冷凍則	合計		
第一種製造所	55	22	44	121		
第二種製造所	172		173	345		
移動式製造設備(第一種)		19		19		
第一種貯蔵所	31	3		34		
第二種貯蔵所	60	1		61		
高圧ガス販売事業所	186	110		296		
特定高圧ガス消費設備	15			15		
容器検査所	12			12		
小計	531	155	217	903		

## 高圧ガス保安法申請件数及び手数料

申請	種別	(平 <sub>.</sub> 件数	成30年4月1日~平成31年3月31日) 手数料(円)
	新規許可	1	68, 000
WAD HO	新規完成	1	51,000
冷凍以外の 製造施設	変更許可	26	786, 000
定置式	変更完成	20	506, 250
	保安検査		
	新規許可		
冷凍以外の	新規完成		
製造施設	変更許可	5	78, 000
移動式	変更完成	4	48, 000
	保安検査		
	新規許可		
	新規完成		
冷凍の 製造施設	変更許可	3	48, 000
	変更完成	3	36, 000
	保安検査		
	新規許可	4	100, 000
貯蔵所	新規完成	5	93, 750
只 月 / 月 / 月 / 月 / 月 / 月 / 月 / 月 / 月 / 月	変更許可	3	42,000
	変更完成	3	31, 500
輸入検査	液化ガス以外		
中的/C1央 直.	液化ガス		
容器検査所	登録・更新		
ガス種・)	王力変更	12	166, 600
合	計	90	2, 055, 100

警

#### 高圧ガスの各種届出及び申請状況

手続名	由廷尼川(カ (松平)カ			平成30年月	平成31年 3 隻	),101 H)
手統名 	申請届出名(様式名)	一般	LΡ	冷凍	在宅酸素	合計
第5条第2項	高圧ガス製造事業届	1			3	4
第5条第2項	高圧ガス製造届			7		7
第10条	第一種製造事業者承継届					
第10条の 2	第二種製造事業者承継届					
第14条第2項	高圧ガス製造施設軽微変更届書	50	15	1		66
第14条第3項	高圧ガス製造施設等変更届書	3		1		4
第17条	第一種貯蔵所承継届					
第17条の 2	第二種貯蔵所設置届	4				4
第19条第2項	第一種貯蔵所軽微変更届					
第19条第4項	第二種貯蔵所位置等変更届	4				4
htte o o ht hite o TT hite d T	指定完成検査機関完成検査受検届					
第20条第3項第1号	高圧ガス保安協会完成検査受検届					
第20条第3項第2号	認定完成検査実施者完成検査届					
第20条第4項	完成検査結果報告書					
第20条の4	高圧ガス販売事業届書	11	1	1		13
第20条の4の2	高圧ガス販売事業承継届	1	1			2
第20条の 7	販売に係る高圧ガスの種類変更届	5				5
第21条第1項	高圧ガス製造開始届	1				1
第21条第1項	第一種製造者廃止届	2	1	2		5
第21条第2項, 3項	第二種製造者廃止届	1		1	5	7
第21条第4項	第一種貯蔵所廃止届					
第21条第4項	第二種貯蔵所廃止届					
第21条第5項	高圧ガス販売廃止届書	4	1			5
第22条第2項	指定輸入検査機関輸入検査受検届書	275				275
第22条第2項	輸入檢查結果報告書	12				12
第24条の2	特定高圧ガス消費届					
第24条の2第2項	特定高圧ガス消費者承継届	1				1
第24条の4	特定高圧ガス消費設備等変更届					
第24条の4第2項	特定高圧ガス消費廃止届	1				1
7,017/(17/19/2	危害予防規程届書 (新規)	2				2
第26条	危害予防規程届書 (変更)	2		1		3
	保安統括者、保安技術管理者、保安係員選任解任届	6	3			9
第27条の 2	保安統括者代理者選任解任届	3				3
 第27条の 3	保安主任者、保安企画推進員選任解任届					
3/01/3/0/3	冷凍保安責任者選任解任届			2		2
第27条の4	冷凍保安責任者代理者選任解任届			2		2
	販売主任者選任解任届	7	11			18
第28条	特定高圧ガス取扱主任者選任解任届	2				2
	保安検査 (静岡市消防局実施)					
NACON T. X	高圧ガス保安協会保安検査受検届			24		24
第35条第1項第1号	指定保安検査機関保安検査受検届	20	13	21		33
第35条第3項	保安検査結果報告書	21	13	24		58
第63条	事故届	21	10	24		2
勿00木	合計		===	2.5		
	ПП	441	59	66	8	574

## 液化石油ガス法の施設数

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

3.1.773	
	静岡市
施設の区分	施設数
旭成り巨力	350
液化石油ガス販売事業者	77
保安機関	71
液化石油ガス認定販売事業者	2
貯蔵施設	
充塡設備	19
特定供給設備	
特定液化石油ガス設備工事事業者	181

## 液化石油ガス法の申請件数及び手数料

	(平成30年 4	171 I H	静岡	
<b>+ -+ ^</b>	the state of the s	件	数	手数料(円)
申請区分	書類名		42	1, 957, 800
登録	液化石油ガス販売事業登録申請			
nV4 -1 -	液化石油ガス販売事業者登録謄本交付申請			
謄本	液化石油ガス販売事業者登録謄本閲覧申請			
		1 区分		
		2区分		
		3区分		
	保安機関認定申請	4 区分		
		5区分		
		6 区分		
		7区分		
		1 区分		
		2 区分	1	27, 800
		3 区分		
	保安機関認定更新申請	4 区分	1	41,600
認定		5 区分	30	1, 455, 000
μυχL		6 区分		
		7 区分	3	186, 900
		1 区分		
		2区分		
		3区分		
	一般消費者等の数の増加認可申請	4 区分		
		5区分	1	54, 500
		6 区分		
		7区分		
	液化石油ガス販売事業者認定申請			
	保安業務規程認可申請			
	保安業務規程変更認可申請			
	貯蔵施設等設置許可申請			
許可	貯蔵施設等変更許可申請			
,, ,	充填設備許可申請		3	84,000
	充填設備変更許可申請			
完成検査	貯蔵施設等完成検査申請			
	充填設備完成検査申請		3	108, 000
保安検査	充填設備保安検査申請			

## 液化石油ガス法の各種届出及び報告書状況

	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	静岡市
届出区分	書類名	件数
選任(解任)	業務主任者等選任(解任)届	13
開始	特定液化石油ガス設備工事事業開始届	5
	登録行政庁変更届	
	認定行政庁の変更届	
	液化石油ガス販売所等変更届	15
変更	貯蔵施設等変更届	
	充塡設備変更届	9
	保安機関変更届	5
	特定液化石油ガス設備工事事業変更届	16
	液化石油ガス販売事業廃止届	5
廃止	保安業務廃止届	9
特定液化石油ガス設備工事事業廃止		10
休止 (再開)	充填設備使用休止(再開)届	
	液化石油ガス販売事業承継届(甲)	
承継	液化石油ガス販売事業承継届(乙)	1
/于\小位:	保安機関承継届(甲)	
	保安機関承継届 (乙)	1
減少	一般消費者等の数の減少届	2
	貯蔵施設等完成検査受検届	
受検	充填設備完成検査受検届	
	充填設備保安検査受検届	8
取下	許可等申請取下届	
	認定液化石油ガス販売事業者状況報告	
	認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告	
報告	貯蔵施設等完成検査結果報告	
	充填設備完成検査結果報告	
	充填設備保安検査結果報告	10

#### 火災予防運動等実施状況

#### 危険物安全週間(平成30年6月4日~10日)

- 1 予防広報の実施
  - (1)各報道機関等へ広報依頼
- (2)静岡市ホームページ・フェイスブックに掲載
- (3)各消防署にのぼり・立看板を掲出
- 2 危険物施設の査察を実施
- 3 関係事業所へのポスター配布

#### 秋季火災予防運動(平成30年11月9日~15日)

- 1 予防広報の実施
  - (1)各報道機関等へ広報依頼
  - (2)各消防署及び消防車両の放送設備を活用
  - (3)静岡市ホームページ・フェイスブックに掲載
  - (4)管内の電光掲示板(2箇所)を活用
  - (5)各市町広報紙に掲載
  - (6)各自治会・町内会等に防火ポスター掲出を依頼
  - (7)各消防署所に広報幕及び立て看板を掲出
- 2 消防訓練の実施
  - (1)消防機関と事業所合同による総合訓練
  - (2)自主防災組織及び事業所の訓練指導
- 3 特別査察等の実施
  - (1) 危険物移動タンク貯蔵所の立入検査
  - (2)空家・空地(枯草)調査
  - (3)高齢者世帯への防火訪問
  - (4)防火講話・座談会の実施
- 4 火災予防イベントの開催
  - (1)防火パレード
  - (2)1日消防長委嘱·1日消防署長委嘱
  - (3)公共施設及び大型店舗等における広報

#### 春季火災予防運動(平成31年3月1日~7日)

- 1 予防広報の実施
  - (1)各報道機関等へ広報依頼
  - (2)各消防署及び消防車両の放送設備を活用
  - (3)各市町広報紙に掲載
  - (4)静岡市ホームページ・フェイスブックに掲載
  - (5)各自治会・町内会等に防火ポスター掲出を依頼
  - (6)各消防署所に広報幕及び立て看板を掲出
- 2 消防訓練の実施
  - (1)消防機関と事業所合同による総合訓練
  - (2)自主防災組織及び事業所の訓練指導
- 3 特別査察等の実施
  - (1)バス・電車の立入検査
  - (2)高齢者世帯への防火訪問
- 4 火災予防イベントの開催
  - (1)静岡市防火大会
  - (2)静岡市消防音楽隊30周年記念演奏会
  - (3)1日消防署長委嘱

### バス、電車、危険物運搬車両等査察状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

種別	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
	352	268	47	20	6	11
バス (乗合・貸切)	64	53	11			
電車	26	24	2			
危険物 運搬車両						
移動タンク 貯蔵所	262	191	34	20	6	11

## 防火安全に関する意見書等の交付状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

					,,,	
種別	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
旅館・ホテルに係る営業許可に際しての 通知書交付申請	21	13	5			3
公衆浴場の営業許可に際しての 通知書交付申請	3	3				
その他(興行場・国際観光ホテル等)の 通知書交付申請	2	2				
民泊に係る届出に際しての 通知書交付申請	23	17	4			2

## 高齢者等における個人住宅住宅防火診断実施状況

	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
訪問世帯数	7, 302	5, 406	1, 205	484	165	42
診 断 数	3, 417	2, 578	515	225	86	13
実 施 率	46. 8%	47. 7%	42. 7%	46.5%	52. 1%	31.0%

## 消防訓練指導状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

実施時期 -	合	合計		静岡市		島田市		牧之原市		吉田町		川根本町	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	
	634	68, 512	486	54, 064	92	10, 175	31	2, 491	11	1, 315	14	467	
危険物安全週間	7	545	3	83			1	320	3	142			
秋季火災予防運動	41	4, 152	37	3, 464	1	590	1	88			2	10	
春季火災予防運動	16	1, 287	15	1, 217	1	70							
上記以外	570	62, 528	431	49, 300	90	9, 515	29	2, 083	8	1, 173	12	457	

## 花火教室開催状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

区分	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
実施回数	162	109	25	9	16	3
参 加 人 数	11, 750	7, 700	1, 495	628	1,846	81

### 地震体験車稼動状況

(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

区分	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
実施回数	101 (9)	92	5 (5)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
参加体験 人数	12, 424 (1, 257)	11, 167	778 (778)	120 (120)	299 (299)	60 (60)

※()内は、うち静岡県中部危機管理局が管理する地震体験車によるもの。

## 住宅用火災警報器取付支援実施状況

種別	合計	静岡市	島田市	牧之原市	吉田町	川根本町
支援世帯数	8	4		3	1	
取付個数	13	5		7	1	